



厚生労働省

熊本労働局

Press Release

熊本労働局発表
平成28年6月1日

【照会先】

熊本労働局職業安定部職業対策課
課長 西 邦彦
課長補佐 岩下 正人
(電話) 096-211-1704

報道関係者 各位

平成28年熊本地震の発生に伴う雇用調整助成金の特例(第3弾)について

厚生労働省は、平成28年熊本地震の発生に伴い事業活動の縮小を余儀なくされた事業所における雇用の安定を図るため、「雇用調整助成金」の支給要件について既に2回にわたって特例措置(※)を講じていますが、今般、以下のとおり更なる特例措置を講じることとしました。

(※) 既に講じた特例措置の概要

- ① 事業所の生産指標の確認期間を3ヶ月から1ヶ月に短縮すること
- ② 九州7県内に所在する事業所において休業を実施した場合の助成率の引上げ(中小企業:2/3から4/5へ、大企業:1/2から2/3へ) 等

1 特例措置の概要

雇用調整助成金は、前年同期と比べて生産量等が減少したことが支給要件であるため、原則として、平成28年熊本地震発生時に起業後1年未満の事業主は本助成金の支給対象とはなりません。平成28年熊本地震に伴う経済的な理由で事業活動の縮小を余儀なくされている場合は、例外的に当該事業主についても本助成金の対象となるよう、生産指標の確認時期について更なる特例を実施します。

＜既に実施している特例＞

- ・ 生産指標の最近1ヶ月間の値が前年同期に比べ10%以上減少していること

＜今回実施する更なる特例＞

生産指標の値を前年同期と比較できない場合は、以下により確認する。

- ・ 生産指標の最近1ヶ月間の値が震災直前1ヶ月のものに比べ10%以上減少していること

2 遡及適用

平成28年4月14日以降に提出される初回の休業等実施計画書から適用することとし、平成28年7月20日までに提出のあったものについては、事前に届け出られたものとし、ます。

平成28年熊本地震の発生に伴う 「雇用調整助成金」の特例を実施します！

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するもの。

【特例の対象となる事業主】

平成28年熊本地震の影響に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主

(平成28年熊本地震の影響による休業等であれば熊本県以外の事業所でも利用可能)

※ 地震に伴う「経済上の理由」とは、例えば

- ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
- ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

【特例の内容】

本特例は、休業等の初日が平成28年4月14日から平成28年10月13日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用する

- ① 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する
- ② 平成28年熊本地震発生時において起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ③ 休業を実施した場合の助成率を引き上げる(九州各県内の事業所に限る)
【中小企業:2/3から4/5へ】【大企業:1/2から2/3へ】
- ④ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする
- ⑤ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする
イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする
- ⑦ 平成28年7月20日までに初回の計画届を提出した場合、事前に計画届が提出されたものとみなし、平成28年4月14日以降に開始された休業等について遡及適用する